

まほろば風力発電株式会社
「つがる南風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成26年10月2日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「つがる南風力発電事業環境影響評価準備書」について、まほろば風力発電株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県つがる市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 25,290kW(2,300kW×11基)
※25,290kW以上発電しないよう出力制限

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成26年 4月25日
住民等意見の概要受理	平成26年 6月18日
青森県知事意見受理	平成26年 9月11日
環境大臣意見受理	平成26年 9月11日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

まほろば風力発電株式会社
「つがる南風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

- (1) 本事業における総出力25,290kWを超過して発電することがないように、風力発電設備の基数を減らすか又は出力の管理を適切に行うこと。また、将来にわたって総出力25,290kWを超過する発電を行わない旨及び出力の管理方法について、評価書に記載すること。
- (2) 事後調査又は環境モニタリングを適切に実施すること。また、その事後調査又は環境モニタリングの結果を踏まえ必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (3) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (4) 事後調査又は環境モニタリングの結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

本事業において採用する風力発電設備の正確な騒音のパワーレベルを把握し、環境影響の調査、予測及び評価を再度行うこと。また、その結果に応じて、専門家等から助言を聴取し、設備の配置の再検討やより低騒音型の設備の採用等、適切な環境保全措置を講ずること。さらに、騒音等に係る事後調査を実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の適切な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影について

風車の影による近隣住居等への影響が懸念され、環境保全措置として位置づけている防風林等による影響の回避・低減は、影響を受ける者の相応の意思決定を得て、成り立つ措置であることから大きな不確実性が伴う。このため、風車の影に係る事後調査を実施することとし、事後調査の結果に応じて、稼働時間の調整等の適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類について

- ① 対象事業実施区域及びその周辺は、様々な鳥類の生息に適した湿地等の多様な環境を有しており、希少猛禽類についてもチュウヒやオオタカ等の多くの種が生息している。さらに、ガン、カモ、ハクチョウ類等の多数の渡り鳥が利用しており、これら鳥類に係る環境影響の調査、予測及び評価には大きな不確実性が伴う。このため、重要な鳥類に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果を踏まえるとともに、地元自治体等に蓄積されたこれまでのバードストライク等の事案の解析結果を踏まえ、専門家等から助言を聴取し、要すれば風力発電設備の配置や構造の変更等を検討し、適切に実施すること。また、事後調査を実施し、その調査の結果を踏まえ、必要に応じて秋から春にかけての渡来期の稼働停止等の環境保全措置を講ずること。
- ② 航空障害灯等による鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、鳥の渡りの時期の稼働制限等を含めた環境保全措置について、専門家等からの助言を踏まえて検討し、適切に実施すること。
- ③ 衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関と連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(4) 水生動植物について

対象事業実施区域及びその周辺に位置する池沼等には、多様な水生動植物が生息・生育しており、本事業に伴う基礎掘削土の埋立予定場所において、土地改変による影響が懸念される。このため、埋立予定場所における水生動植物及び埋立予定場所周辺の動植物に係る調査を再度実施し、専門家等からの助言を踏まえて、必要に応じて埋立場所の位置を見直すこと。

埋立予定場所の位置を見直す場合は、7号機の建設に伴って発生する濁水が埋立予定場所へ流入し水生動植物に影響がないよう、沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を講ずること。また、埋立予定場所の位置を見直さない場合は、専門家等からの助言を踏まえて、水生動植物及び埋立地周辺の動植物の移動・移植の時期や埋立の工程を検討するなど、適切な環境保全措置を講ずること。

(5) 景観について

対象事業実施区域の周辺には、津軽国定公園の利用施設計画に記載されている地点等が存在し、ベンセ湿原の先に岩木山を望む景観は特に保全されるべきである。このため、眺望地点として設定されているベンセ湿原展望台から見る風力発電設備がベンセ湿原越しの岩木山の稜線を切断しないよう、11号機については、まずその設置の必要性を再検討するとともに、必要があれば稜線を切断しないよう必要に応じて配置及び高さを見直すこと。また、同様にベンセ

湿原展望台から見る風力発電設備が自然景観と調和した景観を構成するよう、6号機及び10号機については、風力発電施設の色彩、明度等について、関係地方公共団体の意見も聴取した上で決定すること。また、眺望点として選定されていない津軽国定公園の利用施設計画に記載されている箇所について、環境影響の調査、予測及び評価を行い、専門家等からの助言を踏まえて、必要に応じて設備の配置を見直すこと。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。